

まちづくり市民会議 区長会意見交換会議事録

■日 時	2009年2月6日（金） 午前11時～12時15分
■場 所	太田市役所 5階 5A会議室
■出席者	区長会16地区会長（区長会長16名） 福島会長、浦野委員長、相沢委員長（委員3名） 小林企画政策課長、田中課長補佐、奥川係長代理、正田主任 金田地域振興部参事、藤生係長、竹田主任（市7名）

【概要】

1. 会議の目的

- ・「まちづくり基本条例の変更」と「町内会と区長会の改革提言」を区長会に説明し、理解を得る。
- ・意見交換会を実施することで問題を提起し、区長会のあるべき姿に向けた機会をつくる。

2. 意見交換の内容

- ・福島会長が「まちづくり基本条例の答申」と8つの提言を説明し、浦野委員長が「町内会と区長会運営についての改革提言」を説明した。
＊当日配布（提言の概要、町内会と区長会運営についての改革提言）参照
- ・提言は2年に渡り検討し、「市民の目線」を重視し作成した。
- ・意見交換の座長は福島会長が務めた。

●まちづくり市民会議の主な意見

- ・市民に対する町内会への参加は、行政を含めて新規市民、現状市民に対して明確に促した方が良く考えている。
- ・行政は、行政区に対する負担金（消防・体協・防犯・交通安全・地区社協など）世帯単位の戸数で課している。しかし、町内会費は自主参加の世帯では辻褄が合わない。
- ・アパートなどに入居している世帯や、住民登録していない世帯などに対しての、町内会費の徴収については、不動産業者に対して家賃に含めて徴収するなどの便宜を図ることも必要である。居住している住民は、ゴミも出すし、音も出す、地域コミュニティの一員である。
- ・区長会や町内会の最低限の定義を創るのが今回の提言である。今後、定義を明確にしていく必要があると考えている。
- ・行政が、新規住民に対して、（町内会はこのような目的で、このような活動をしているのですよ、だから、同じコミュニティの一員として参加して活動してください）と住民登録の窓口などでパンフレットを配布して、参加を促し、啓蒙活動が実施できるように、現在の町内会活動を明確にして、必要最低限な基準を作成し、実行できるようにしていただきたい。
- ・町内会の規則は既に制定していると思うが、地域で制定内容に温度差があると考

えている。最低限のハードルを決めて制定をするのが良いと思う。

- ・そのためには、現状の把握が必要である。
- ・まちづくり基本条例のアンケートの回収結果で、特定の地区の回収率が低いのを明記したのは、苦言として甘んじて受けとめたいと思う。

●区長会の主な意見

- ・提言は長い時間をかけ作成されたもので、尊重していく必要がある。
- ・まちづくり基本条例の答申内容は、町内会への参加を義務付けているようにとれる。憲法などの上位法や上位規範との整合を捉える必要がある。
- ・町内会への参加を義務付ける考え方は好ましくないのではないか。
- ・不動産業者に、行政として働きかけることは可能だと考える。
- ・まちづくり基本条例の市の改正案、第23条は「住民自治組織への参加と支援」とすれば分かり易かったのではないか。
- ・まちづくり基本条例のアンケートの回収結果で、特定の地区の回収率が低いのを明記したのは好ましくないと思う。
- ・区長会は、市長と市民の間にいる立場である。市民の意見をもっと市長に伝達する必要があると考えている。
- ・提言で「区長会」、「自治会」、「町内会」の定義づけをすべきであった。町内会と区長会の違いが出せれば良かった。
- ・それぞれの町内会は、組織を運営するための規則を既に設けている。
- ・提言に記載された町内会のあるべき姿に向けて、私たちも努力している。
- ・町内会の役員（区長を含めて）のなり手がいない現状も理解してほしい。
- ・区長の考え方、指導力がどうしたら発揮できるか、常に改善を行っている。そのため、役員構成や隣組などに配慮している。
- ・予算は毎年、目標に応じて配分している。
- ・提言内容は総論であり各論ではない。硬いイメージがある。
- ・市民が心豊かな生活を送るため、自分で払ったお金を皆で使うような考え方が必要と思われる。
- ・小泉竹中内閣の改革は、地域コミュニティの寄合や話し合いの制度を崩壊させてしまったのではないか。区長制度のみに責任を求めるのはどうか。
- ・限界集落の指摘があったが、将来、行政区の合併が必要になるかも知れない。
- ・負担金の徴収は封筒を使用するなど、様々な方法を模索している。
- ・あるべき姿に向けて、市と区長会が自由に協議できる場が必要である。
- ・区長会は提言どおり実施していると考えているが、改善すべき所は改善し、更に向上させたいと考える。
- ・今回提言として提出していただいた内容を、我々区長会としてしっかり受け止めて、実行できるように努力していきたい（区長会長）。

3. その他（まちづくり市民会議の考え方）

- ・町内会で規則や規定があるのは承知している。しかし、内容には相当の温度差がある。その温度差を是正するために最低限の基準を定めるべきではないか。
- ・マンションの自治会費は、他市町村の判例などでは、家賃と含めて徴収することは違憲との判例が出ているが、自主的に実施することは可能ではないか。